

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市所在の特定非営利活動法人C地区センターで受付事務等の業務に従事していたが、平成○年○月○日、同地区センターの体育館でコートを仕切っている防護ネットを片付けていたところ、利用者が投げたバスケットボールがバウンドして後頭部に当たり負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、翌○日、D整形外科に受診し「頸椎捻挫、頸髄不全損傷疑い、末梢神経障害」と診断され、その後、E病院やF整形外科クリニック、Gクリニックに受診し「頸椎症性神経根症、末梢神経障害、頸椎捻挫、頸椎椎間板ヘルニア」の傷病名により療養を継続し、また、同年○月○日からはH鍼灸整骨院に受診して施術を受けた。

請求人は、平成○年○月○日から同年○月○日の間に係る療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件災害による傷病は平成○年○月○日に治ゆ（症状固定）しているとして、同日以降の療養補償給付を支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件災害による傷病は平成○年○月○日をもって治癒しているとして、同日以降の期間に係る療養補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成○年○月○日付けで治癒と認定された後も医療機関で療養を継続し、本件災害による傷病は治癒していないと主張する。

(2) 請求人の自覚症状についてみると、平成○年○月○日付け質問票において、要旨、「左手（特に指先）のしびれ、左足つま先の軽いしびれ、首筋から肩甲骨周辺の張り及び痛み、首を倒したり曲げた時の痛みが残存する。」と述べ、また、平成○年○月○日付け聴取書において、要旨、「寒さが強いと首が痛くなる（寒い時は、首にカラーを巻くこともある。）、首をマッサージすると、手のひらや指先がしびれる。」と述べている。

(3) この点に関し、請求人の治癒認定当時における療養内容等についてみると、最終受診日における傷病の状態について、I医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「頸部痛は軽快しつつあり、左上肢のしびれ感・冷感ありとのことで、○紹介。総じて症状回復傾向であった。」と述べている。また、J医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「平成○年○月○日、左上肢痛が軽度残存し、痛みが時々走る。症状はほぼ固定状態と思われる。」と述べている。さらに、K医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「各意見書より総合判断して、療養が必要と考えられる期間は最大1年程度が妥当であり、平成○年○月以降の療養内容是对症療法と考えられる。」と述べている。

(4) 当審査会としても、上記医師意見や請求人の自訴に鑑み、請求人は、平成○年○月○日には治ゆ（症状固定）の状態にあったものと判断する。

なお、Gクリニックでの療養内容について、L医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「頸椎の牽引療法等施行し、改善を認めている。今後とも治療の継続が必要である。」と述べているが、同クリニックでの療養内容は、頸部牽引等の理学療法が中心であり、治ゆ後に残存する神経症状に対する対症療法であって、上記判断を左右しない。

3 以上のとおりであるので、請求人の本件災害による傷病は、平成○年○月○日には治ゆの状態にあったものと判断され、したがって、監督署長が請求人に対してした平成○年○月○日以降の療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。